

水道料金の改定について

1 趣旨

水道料金を令和3年7月1日から平均で12%引き上げます。なお、下水道使用料の改定はありません。

2 料金改定の概要

① 新料金表

- 令和3年7月1日から適用する新料金表は表1のとおりです。改定前から継続利用のお客さまは、9月以降の検針分から新料金でのご請求となります。

② 口径別料金体系へ移行

- 現在は、メーターの口径に関わらず基本料金を一律790円/月としていますが、表1のようにメーターの口径に応じて基本料金を設定します。

用途及びメーターの口径	基本料金	従量料金 (1㎡につき)									
		1~8㎡	9~10㎡	11~20㎡	21~30㎡	31~50㎡	51~100㎡	101~300㎡	301~1000㎡	1001㎡~	
一般用	13mm	840円									
	20mm	845円	4円	48円	177円	253円	301円	327円	358円	413円	
	25mm	850円									
	40mm	10,150円	25円					329円	364円	419円	463円
	50mm	10,500円	20円								
	75mm	10,900円	15円								
	100mm	12,000円	10円								
	150mm	30,000円	30円								
200mm	42,000円	20円									
250mm	52,000円	10円									
公衆浴場用	850円	4円	42円								

表1: 令和3年7月1日からの新料金表 (1か月、税抜)

③ 改定額の目安

- お客さまの約99%を占めるメーター口径13~25mmの平均使用水量では、111円~235円/月の引き上げとなります(表2)。

メーターの口径	平均使用水量	現行料金	新料金	改定額	改定率	お客さまの構成比	
						口径別	合計
13mm	11㎡	1,034円	1,145円	+111円	10.7%	11.9%	99.4%
20mm	15㎡	1,666円	1,858円	+192円	11.5%	82.0%	
25mm	17㎡	1,982円	2,217円	+235円	11.9%	5.5%	

表2: 平均使用水量における改定額 (1か月、税抜)

④ 基本水量の廃止

- 現行は、基本料金を1か月につき8㎡の基本水量を含み、8㎡以内は水量にかかわらず料金は一律としています。今後は、使用した水量に応じて料金をお支払いいただく、公平で分かりやすい料金体系とするため、基本水量は廃止*します。

※ 個人福祉減免制度については、引き続き、基本料金の減免を行います。なお、基本水量の廃止に伴い、お使いになる1~8㎡の従量料金についてはお客さまにご負担いただきます。

3 料金改定に関するお問合せ先

【横浜市水道料金改定専用ダイヤル】(令和3年2月1日から令和4年3月31日まで)
 電話: 849-6128 (8:30~17:15、土日祝日を含む毎日)

新型コロナウイルス感染症等の影響により、料金のお支払いが困難な方には、支払い猶予の制度があります。

「①令和3年1月31日まで、②料金改定以外、③支払い猶予、④FAXでのお問合せ」は、水道局お客さまサービスセンター(電話: 847-6262 FAX: 848-4281)をご案内ください。

4 主な周知スケジュール (予定)

	内容
令和2年12月~	市ウェブサイトにて料金改定に関するページを公開中です
令和3年1月	市連会・区連会で水道料金の改定について周知します
2月	お問合せ先として、水道料金改定の専用ダイヤルを開設します 広報よこはま(市版)で水道料金の改定をお知らせします
3~4月	水道メーターの検針時に水道料金の改定に関するリーフレットを全戸配布します 口径40mm以上の使用者(約12,000件)にダイレクトメールを送付し、希望者へ個別説明します

担当: 水道局経営企画課 大崎、丹羽
 電話: 671-3127 FAX: 212-1157
 メール: su-keieikikaku@city.yokohama.jp